

入札者心得

第1 競争入札に参加し、法人に物品を供給しようとする者（以下「入札者」という。）は、この心得及び社会福祉法人富山県社会福祉総合センター経理規程を守らなければならない。

第2 入札者は、入札に関する通知書及び契約書その他関係書類並びに見本等を熟覧のうえ、所定の様式により総額又は単価をもって入札しなければならない。

第3 入札者は、入札執行時刻に遅れないように指定の場所に参集しなければならない。

第4 いったん提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回をすることができない。

第5 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1） 入札書の記載金額その他入札案件が確認できない入札
- （2） 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- （3） 入札書に記名押印がない入札
- （4） 入札保証金が不足する者のした入札
- （5） 一の入札書又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- （6） 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札
- （7） 無権代理人がした入札
- （8） その他入札に関し不正の行為があった者のした入札